

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 予防係
不利益処分名	防火管理上必要な措置命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第8条第4項
連 絡 先	(電話 656 - 1193)
処 分 基 準	<p>消防長又は消防署長は、消防法第8条第1項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>「徳島市火災予防違反処理規程（平成15年12月26日施行）」第17条及び別表第1の基準による。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）